第二十二条の三十三及び第二十二条の三十四を次のように改める。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の三十三　法第六十八条の十五の六の二第五項及び第六項に規定する財務省令で定める書類は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十一条第一項第五号に定める主務大臣の同法第二十六条の確認をしたことを証する書類の写しとする。

第二十二条の三十四　削除

第二十四条の十三第一項中「（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）」を削る。

附　則

この省令は、令和二年八月三十一日から施行する。ただし、第二十条の五第一項の改正規定及び第二十二条の二十七第一項の改正規定は、同年九月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の一部の施行に伴い、及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第三条の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年八月二十八日　国家公安委員会委員長　武田　良太

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等）	（令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等）
第十二条　令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。	**第十二条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　労働者災害補償保険法第十二条の八第一項第三号の規定による障害補償給付、同項第四号の規定による遺族補償給付、同法第二十条の二第三号の規定による複数事業労働者障害給付、同条第四号の規定による複数事業労働者遺族給付、同法第二十一条第三号の規定による障害給付、同条第四号の規定による遺族給付、同法附則第五十八条第一項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第五十九条第一項の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の規定による遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十条の二第一項の規定による複数事業労働者障害年金差額一時金、同法附則第六十条の三第一項の規定による複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十条の四第一項の規定による複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十一条第一項の規定による障害年金差額一時金、同法附則第六十二条第一項の規定による障害年金前払一時金及び同法附則第六十三条第一項の規定による遺族年金前払一時金	三　労働者災害補償保険法第十二条の八第一項第三号の規定による障害補償給付、同項第四号の規定による遺族補償給付、同法第二十一条第三号の規定による障害給付、同条第四号の規定による遺族給付、同法附則第五十八条第一項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第五十九条第一項の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の規定による遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十条の二第一項の規定による複数事業労働者障害年金差額一時金、同法附則第六十条の三第一項の規定による複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十条の四第一項の規定による複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十一条第一項の規定による障害年金差額一時金、同法附則第六十二条第一項の規定による障害年金前払一時金及び同法附則第六十三条第一項の規定による遺族年金前払一時金
［四～二十八　略］	［四～二十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。